

358. 許可主任技術者・自家用電気工作物の設置手続③

許可主任技術者: 主務大臣の許可を受けた場合、主任技術者の免状を有しない者を主任技術者に選任できる

保安監督できる電気工作物	必要資格
- 出力500kW未満の発電所 - 電圧10kV未満の発電所、送配電線路 - 最大電力500kW未満の需要設備	- 高等学校以上の教育施設で所定の電気工学の科目を修得、卒業した者 - 第一種電気工事士 - 第一種電気工事士試験の合格者 - 旧高圧電気工事技術者の検定合格者 - 指定の高圧試験の合格者
- 最大電力100kW未満の需要設備 600V未満の配電線路	- 上記の者 - 第二種電気工事士 - 短大以上の教育施設で電気工学以外の学科で一般電気工学を修め卒業した者

自家用電気工作物の設置手続③ 保安規程の作成

自家用電気工作物の設置者は、同工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めて、電気工作物の使用の開始前(法定自主検査を伴うものは工事開始前)に主務大臣に届出するとともに、設置者およびその従業者は、これを遵守しなければならない

①保安業務の管理者の職務および組織: 保安責任者の明示、設置者、主任技術者、従業員の職務と遵守義務などを規定②従業者の保安教育: 従業者に対する保安業務に関する知識・技能教育、災害時の措置についての実施指導訓練などについて規定③工作物の巡視、点検、検査: 電気工作物の巡視、点検、検査についてその時期、箇所、方法などを規定④運転・操作: 平常時、異常時の遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法、および事故時などにおける報告、連絡方法、応急措置などについて規定⑤災害時その他の非常時の措置: 非常災害時における適切な措置体制の確立、指揮監督者の明示とその権限などを規定⑥保安に関する記録: 電気工作物の巡視、点検、検査結果の記録様式、記録の保存期間などを規定⑦発電所の運転を相当期間停止する場合の保全方法⑧法定自主検査の実施体制と記録の保管(法定自主検査を実施する組織に義務付け)⑨その他保安に必要な事項



保安規程は自主
保安体制の柱と
位置付けられて
いるのね

電気主任技術者
は主務大臣の承認
を得られた保安規
程に基づき、保安監
督の職務を誠実に
行わなければならない

